※ページ番号は、それぞれ修正後の特定個人情報保護評価書におけるものである。

第１４回特定個人情報保護評価部会における意見と対応状況

評価書の部分	ページ	意見	意見に対する回答	修正前の記載	修正した記載
（別添１）事務の内容 （備考）	7	特定個人情報ファイル名が統一されていないので、統一するべきである。	「予防接種対象者ファイル」という名称に統一する。	⑨特定個人情報ファイル（CSV）を登録	⑨予防接種対象者ファイル（CSV）を登録
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	8			予防接種情報ファイル	予防接種対象者ファイル
（別添２）特定個人情報ファイル記録項目	17			＜予防接種情報ファイルに関する記録項目＞	＜予防接種対象者ファイルに関する記録項目＞
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名	18			予防接種情報ファイル	予防接種対象者ファイル
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	18	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項が記載されたシール等を配布している。」とあるが、氏名等の個人情報は予めシールに記載しているという認識でよいか。	氏名と個人番号ではない管理番号を記載したシールを予め接種対象者に送付している。	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記や不必要な情報が記載されないようあらかじめ必要事項が記載されたシール等を配布している。	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項（氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号）が記載されたシール等を配布している。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.リスク1 リスクに対する措置の内容	26			予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項が記載されたシール等を配布している。	予防接種協力医療機関から提出される予診票は、誤記がないよう予め必要事項（氏名及び特定個人情報を含まない対象者の管理番号）が記載されたシール等を配布している。

※ページ番号は、それぞれ修正後の特定個人情報保護評価書におけるものである。

第１５回特定個人情報保護評価部会における意見と対応状況

評価書の部分	ページ	意見	意見に対する回答	修正前の記載	修正した記載
（別添１）事務の内容	7	「予防接種台帳システム端末」と記載しているが、端末上にファイルが保存されているということではなく、「予防接種台帳システム」にファイルが保存されているのではないのか。	「端末」という記載を削除し、「予防接種台帳システム」に修正する。	予防接種台帳システム端末	予防接種台帳システム
		「①住基連動（住基情報）」の矢印が点線（特定個人情報以外の流れ）であるが、特定個人情報はどこから入手しているのか。	住基システムから特定個人情報を入手しているため、「①住基連動（住基情報）」の矢印は点線ではなく、実線（特定個人情報の流れ）に修正する。	点線矢印	実線矢印 ※評価書に記載のとおり
		・「⑨予防接種対象者ファイル（CSV）の登録」について、CSVの処理はバッチ処理であるのか、USB等の媒体を用いるのか。 ・「ＣＳＶ」は特定のファイル名ではないので、「⑨ＣＳＶの登録」は「⑨抽出ファイルの登録」ではないか。	・予防接種台帳システムより抽出し、保健医療・衛生情報システムに保管した予防接種対象者ファイルをVRSの機能により一括登録する。 ・「⑨抽出ファイルの登録」に修正する。	⑨ＣＳＶの登録	⑨抽出ファイルの登録
				（備考） ⑨予防接種対象者ファイル（ＣＳＶ）を登録：個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号、属性情報（氏名、生年月日、性別）	（備考） ⑨予防接種台帳システムより抽出し、保健医療・衛生情報システムに保管した予防接種対象者ファイルを、ＶＲＳの機能により一括登録：個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号、属性情報（氏名、生年月日、性別）
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ４.特定個人情報の取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	24	「再委託先には特定個人情報の取扱いを認めていない。」と記載されており、23頁では再委託が例外的に認められると記載されているが、契約上、再委託できることになってはいるけれども、実際は再委託はしていないという認識で良いか。	ご認識のとおりである。 そもそも再委託をしていない場合については、「取扱いの確保の具体的な方法」は記載不要のため、「再委託先には特定個人情報の取扱いを認めていない。」という記載を削除する。	再委託先には特定個人情報の取扱いを認めていない。	記載を削除